

令和7年秋の全道火災予防運動期間中の行事計画

行事名	期日	場所	参加予定者・対象者	内容
「秋の火災予防運動」総合訓練	10月15日	鷹栖町役場 (上川郡鷹栖町南1条3丁目5-1)	旭川市消防本部 鷹栖町役場 職員 来庁者 管区内住民	鷹栖町役場が実施する自衛消防訓練に合わせ、消防本部が総合訓練(演習)を実施し、火災予防意識の向上を図る。
スーパーエイジ防火クラブ員による街頭広報	火災予防運動期間中 10月15日から 10月31日まで	物販店舗(市内スーパー等)	地域住民	スーパーエイジ防火クラブ員が、買い物客に対して防火チラシ等を配布するとともに、火災予防を呼びかける。
消防団員による防火広報紙の配布		市内全域	地域住民	一般家庭に防火広報紙を配布するとともに、住宅防火を呼びかける。
女性防火クラブ員による防火広報				クラブ員が地域住民に巡回広報を行い、火災予防を呼びかける。
防火パトロール		市内全域 上川町内全域 鷹栖町内全域	地域住民	消防車両による巡回広報を実施し、火災予防を呼びかけ、乾燥時又は強風時の火気の取扱いにおける注意喚起、放火火災の抑止及び製品火災の発生防止を図る。
ほのぼの防火訪問		市内全域	75歳以上の方のみで構成する世帯	消防職員・消防団員・防火訪問協力員(女性防火クラブ員)が対象者宅を訪問し、防火点検、指導及び日常生活における防火に関する障害や不安の解消を図る。 また、地震に関する対策推進のため、感震ブレーカー、家具等の転倒防止、安全装置等を備えた火気器具の普及等を推進するなどの出火防止対策について周知する。
防火・防災パネル展の実施		東部まちづくり住民センター	地域住民	東部まちづくり住民センター内で東北地方太平洋沖地震を中心とした防火・防災に関するパネル展を実施し、防火意識の高揚を図る。

(裏面へつづく)

行事名	期日	場所	参加予定者・対象者	内容
防火査察	火災予防運動期間中 10月15日から 10月31日まで	市内全域 上川町内全域 鷹栖町内全域	防火対象物関係者	建築物の防火対策の徹底を図るため、防火査察を実施する。
消防団員による防火広報		市内全域	地域住民	消防分団が消防車により担当地区の巡回広報や防火パレードを行い、地域住民に火災予防を呼びかける。
防火管理協会及び危険物安全協会による マークプレートの着用		加入事業所	加入事業所会員	事業所の職員が「火災予防マークプレート」を着用し、来店客等に火災予防運動の実施を周知し、火災予防を呼びかける。
多数の者が集合する催しに対する火災予防指導の徹底		市内全域 上川町内全域 鷹栖町内全域	地域住民	多数の者が集合する催しに対し、ガソリン等の貯蔵・取り扱いに関すること、火気器具の使用に関すること及び照明器具の取り扱い等の火災予防指導を徹底する。
防火看板の掲示 消防車両へマグネットシートの貼付 職員のマークプレート着用による広報		市内消防庁舎・市庁舎 上川町内消防庁舎 上川町役場 上川医療センター 鷹栖町内消防庁舎 鷹栖町内消防団詰所	地域住民	各消防庁舎前及び各市町関係施設前に防火看板等を掲示するとともに車両へのマグネットシートの貼付けを実施する。 また、消防職員及び市職員はマークプレートを着用し、地域住民に火災予防を呼びかける。
防火ポスターによる広報 ツイッター及びホームページによる広報		市内全域 上川町内全域 鷹栖町内全域	旭川市内及び上川町内、鷹栖町内における事業所及び地域住民	各事業所については防火ポスターを配付、地域住民についてはホームページ及びツイッター等で広報し、火災予防を呼びかける。
防火相談所の開設		市内消防庁舎 上川町内消防庁舎 鷹栖町消防署	地域住民	各消防署を防火相談所として位置付け、防火・防災・救急に関する相談等を受ける。